# 港湾整備促進法施行令 （昭和二十八年政令第二百八十号）

港湾整備促進法第二条に規定する地方港湾は、別表のとおりとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三〇年七月一九日政令第一二九号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五七年七月二七日政令第二〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年六月六日政令第一七六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附則（昭和六二年七月二一日政令第二六三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成四年七月一七日政令第二五三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年三月三一日政令第一九三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三一二号）

##### １

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。